

## 伴走支援型特別保証制度について

2021年3月末をもって、コロナ対策の無利子・無保証料融資（ゼロゼロ融資）が終了しています。その後継となる保証制度として、4月1日より「伴走支援型特別保証制度」が開始されています。本制度は、一定の要件を満たした中小企業者が、金融機関との対話を通じてコロナ禍を乗り越えるための「経営行動計画書」を作成したうえで、金融機関による継続的な伴走支援を受けることを条件に、借入時の信用保証料を大幅に引き下げる保証制度です。

### ＜伴走支援型特別保証制度＞

	内容
保証限度額	4,000万円
保証期間	10年以内
据置期間	5年以内
金利	金融機関所定
保証料率	0.2%（国による補助前は原則0.85%）
売上高要件	売上減少：▲15%以上
その他要件	「セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けていること」「経営行動計画書を作成すること」「金融機関が継続的な伴走支援をすること（原則四半期に1度）」など

本制度は、据置期間が5年以内であり、この点についてはゼロゼロ融資を引き継いでいます。しかし、**金利は金融機関所定となっており、また保証料率も引き下げられていますが、ゼロ%ではありません。**

本制度の特徴の一つとしては、「経営行動計画書」を作成する必要があります。現在サンプルが公表されているのでご確認ください。

### ＜経営行動計画書＞ <https://bit.ly/3tQdXT4>

経営行動計画書は、特に難しくはありませんが、金融機関などからのアドバイスを受けながら作成することをお勧めします。「金融機関本支店名・確認者」を記名する箇所もあります。今後のコロナ対策融資（保証制度）としては、「伴走支援型特別保証制度」が中心となります。

## 経営改善サポート保証（感染症対応型）制度について

伴走支援型特別保証制度と同じく4月1日より「経営改善サポート保証（感染症対応型）制度」が開始されています。（なお、「経営改善サポート保証」は既存制度であって、本制度は「感染症対応型」として拡充した内容になります。）

### ＜経営改善サポート保証（感染症対応型）制度＞

	内容
保証限度額	2億8,000万円（一般保証とは別枠）
保証割合	責任共有保証（80%保証）。ただし100%保証およびコロナ禍のSN5号からの借換については100%保証。
保証料率	0.2%（国による補助前は原則0.8%、1.0%以内）
金利	金融機関所定
保証期間	15年以内
据置期間	5年以内

本制度は、コロナ禍で多くの借入を行ったものの、売上高等が改善しない事業者の中には、早期事業再生を進める必要がある場合もあります。そういう事業者に対して、「経営サポート会議」や「中小企業再生支援協議会」などの支援により作成した経営改善・再生計画に基づいて、経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を信用保証協会の保証付き融資で支援し、経営改善・事業再生の取組を後押しする制度です。据置期間を最大5年に延長、信用保証料を大幅に引き下げる措置が講じられています。（※経営サポート会議とは、「金融機関等の関係者により個別事業者の支援の方向性について意見交換する場（バンクミーティング等）で、信用保証協会等を事務局とした支援の枠組み」のことをいいます。）

なお、この本両制度については、都道府県が「自治体制度融資」として、同様の設計にて実施しているところがあります。自治体によっては何かしらの優遇・拡充などを実施する場合がありますので、念のため地元自治体（都道府県、市区町村）の同様の制度を確認してください。また、取引先の金融機関（銀行、信金、信組など）に相談することも可能です。